

第 137 回丹波市議会定例会

自 令和 6 年 9 月 2 日
至 令和 6 年 9 月 30 日

議案審議資料

【目 次】

①発議第 2 号	(丹波市議会会議規則改正)	… 1～10
②発議第 3 号	(丹波市議会委員会条例改正)	… 11～13
③発議第 4 号	(丹波市議会議員政治倫理条例改正)	… 14～15
④発議第 5 号	(丹波市議会議員の請負の状況の公表に関する条例 制定)	… 16

丹波市議会事務局

発議第2号

丹波市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案の趣旨

現在の議会運営と整合を図るため、全国市議会議長会標準市議会会議規則の条文整理が行われたことに伴う関係規定の見直し及びオンラインによる協議等の場の開催要件の追加を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 会議時間の変更方法について明示
- (2) 「事件の撤回又は訂正及び動議の撤回」について、議題となる前は議長の許可によることを規定
- (3) 委員会の中間報告について、議会の承認を要することを規定
- (4) 委員会における動議の撤回について、議題となる前は委員長の許可によることを規定
- (5) 委員外議員のオンラインによる方法での発言等について規定
- (6) 議員が請願の紹介を取り消す場合の手続きを規定
- (7) 請願の委員会付託等について、他の事件と同様の取り扱いとすることを規定
- (8) 請願紹介議員のオンラインによる方法での説明等について規定
- (9) 懲罰動議等において代理弁明の機会を設けることができる規定の追加
- (10) オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる要件に、育児、介護その他のやむを得ない事由を追加
- (11) その他字句の修正

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市議会会議規則（平成16年丹波市議会規則第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市議会会議規則</p> <p>平成16年12月16日 議会規則第3号 最終改正 令和5年6月27日議会規則第1号</p> <p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則（第1条—第13条）</p> <p>第2節 議案及び動議（第14条—第19条）</p> <p>第3節 議事日程（第20条—第24条）</p> <p>第4節 選挙（第25条—第33条）</p> <p>第5節 議事（第34条—第47条）</p> <p>第6節 秘密会（第48条・第49条）</p> <p>第7節 発言（第50条—第66条）</p> <p>第8節 表決（第67条—第77条）</p> <p>第9節 公聴会、<u>参考人</u>（第78条—第84条）</p> <p>第10節 会議録（第85条—第88条）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第89条—第93条の2）</p> <p>第2節 審査（第94条—第110条）</p> <p>第3節 秘密会（第111条・第112条）</p> <p>第4節 発言（第113条—第123条）</p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選（第124条・第125条）</p> <p>第6節 表決（第126条—第136条）</p> <p>第3章 請願（第137条—第143条）</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定（第144条—第148条）</p> <p>第5章 規律（第149条—第157条）</p> <p>第6章 懲罰（第158条—第163条）</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（第164条・第164条の2）</p> <p>第8章 議員の派遣（第165条）</p> <p>第9章 補則（第166条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 会議 (会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (会議時間)</p> <p>第9条 会議時間は、午前9時30分から午後5時までとする。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは_____、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があると</p>	<p>○丹波市議会会議規則</p> <p>平成16年12月16日 議会規則第3号 最終改正 令和5年6月27日議会規則第1号</p> <p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則（第1条—第13条）</p> <p>第2節 議案及び動議（第14条—第19条）</p> <p>第3節 議事日程（第20条—第24条）</p> <p>第4節 選挙（第25条—第33条）</p> <p>第5節 議事（第34条—第47条）</p> <p>第6節 秘密会（第48条・第49条）</p> <p>第7節 発言（第50条—第66条）</p> <p>第8節 表決（第67条—第77条）</p> <p>第9節 公聴会及<u>び参考人</u>（第78条—第84条）</p> <p>第10節 会議録（第85条—第88条）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第89条—第93条の2）</p> <p>第2節 審査（第94条—第110条）</p> <p>第3節 秘密会（第111条・第112条）</p> <p>第4節 発言（第113条—第123条）</p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選（第124条・第125条）</p> <p>第6節 表決（第126条—第136条）</p> <p>第3章 請願（第137条—第143条）</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定（第144条—第148条）</p> <p>第5章 規律（第149条—第157条）</p> <p>第6章 懲罰（第158条—第163条）</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（第164条・第164条の2）</p> <p>第8章 議員の派遣（第165条）</p> <p>第9章 補則（第166条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 会議 (会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (会議時間)</p> <p>第9条 会議時間は、午前9時30分から午後5時までとする。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議がある</p>

ときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 会議の開始は、電鈴で報ずる。

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第139条（請願の委員

ときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 会議の開始は、電鈴で報ずる。

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならぬ。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第139条（請願の委員

会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。
- 3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に諮つて省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまつて議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見を報告する。

- 2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。
- 3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮つて省略することができる。
- 4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

- 2 前項の期限までに審査_____を終わらなかつたときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

- 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは_____、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

- 2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

- 3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に諮つて省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまつて議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見を報告する。

- 2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。
- 3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮つて省略することができる。
- 4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

- 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

- 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

- 2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

<p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第52条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。</p> <p>3 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。</p> <p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めることは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。</p> <p>3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。</p> <p>(質疑の回数)</p> <p>第56条 質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(発言の取消し又は訂正)</p> <p>第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</p> <p>(答弁書の配布)</p> <p>第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に對し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。</p> <p>(表決問題の宣告)</p> <p>第67条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(起立による表決)</p> <p>第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。</p> <p>2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があ</p>	<p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。</p> <p>3 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めることは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。</p> <p>3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。</p> <p>(質疑の回数)</p> <p>第56条 質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(発言の取消し又は訂正)</p> <p>第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</p> <p>(答弁書の配布)</p> <p>第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に對し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。</p> <p>(表決問題の宣告)</p> <p>第67条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(起立による表決)</p> <p>第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。</p> <p>2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があ</p>
--	---

るときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 公聴会、参考人

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聽こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(出席委員に関する措置)

第93条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

(動議の撤回)

第99条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(発言の許可)

第113条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第115条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

るときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 公聴会及び参考人

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聽こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定により申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(出席委員に関する措置)

第93条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

(動議の撤回)

第99条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

(発言の許可)

第113条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第115条 発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第116条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員

に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

(発言の取消し又は訂正)

第122条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

第123条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

(表決問題の宣告)

第126条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第129条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならぬ。

(投票による表決)

第130条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(簡易表決)

第135条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければ

第116条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員」という。)

に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(発言の取消し又は訂正)

第122条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の配布)

第123条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第126条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第129条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならぬ。

(投票による表決)

第130条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(簡易表決)

第135条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければ

ばならない。

(表決の順序)

第136条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第137条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 請願書の提出は、平穏になされなければならぬ。

5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第139条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第140条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オ

ばならない。

(表決の順序)

第136条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第137条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 請願書の提出は、平穏になされなければならぬ。

5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 会議の議題となった後において議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前ににおいては、議長の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第139条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託

は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第140条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オ

ンラインによる方法で委員会に出席することができる。

(請願の審査報告)

第141条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

- (1) 採択すべきもの
- (2) 不採択とすべきもの

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係執行機関に送付することを適當と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適當と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第142条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第143条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(携帯品)

第150条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たとき

は、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第155条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第157条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(懲罰動議の審査)

第159条 懲罰については、議会は、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決~~すること~~はできない。

ンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願の審査報告)

第141条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

- (1) 採択すべきもの
- (2) 不採択とすべきもの

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係執行機関に送付することを適當と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適當と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第142条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第143条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(携帯品)

第150条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって、あらかじめ議長に届け出たものについては、この限りでない。

(資料等の配布許可)

第155条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第157条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(懲罰動議の審査)

第159条 懲罰については、議会は、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決~~すること~~ができる。

(代理弁明)

第159条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(協議等の場の開催方法の特例)

第164条の2 前条の協議等の場については、重大な感染症のまん延防止措置の観点又は災害の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

(協議等の場の開催方法の特例)

第164条の2 前条の協議等の場については、次に掲げる場合に該当すると認めるとき

は、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の議員個人の責に帰することができない事由により協議等の場を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により協議等の場を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

発議第3号

丹波市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

オンラインによる委員会の開会に関する規定について、開催要件の追加、文章表現等の修正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 開会の要件に、育児、介護その他のやむを得ない事由を追加
- (2) 委員のオンラインによる出席について、委員長への届出から許可に変更
- (3) 市当局等に説明のため出席要求する場合の文章表現の修正
- (4) 公述人、参考人がオンラインにより出席する場合の文章表現の修正

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市議会委員会条例（平成16年丹波市条例第242号）新旧对照表

現行	改正後（案）	
○丹波市議会委員会条例 平成16年12月16日 条例第242号 最終改正 令和5年6月27日条例第22号 (委員会の開会方法の特例) 第14条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点又は災害の発生等により、委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。	○丹波市議会委員会条例 平成16年12月16日 条例第242号 最終改正 令和5年6月27日条例第22号 (委員会の開会方法の特例) 第14条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。 (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。 3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。 (委員長及び委員の除斥) 第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。 2 前項の委員長又は委員が、第14条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。 (出席説明の要求) 第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため	○丹波市議会委員会条例 平成16年12月16日 条例第242号 最終改正 令和5年6月27日条例第22号 (委員会の開会方法の特例) 第14条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。 (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。 (委員長及び委員の除斥) 第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。 (出席説明の要求) 第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため

<p>出席を求めるようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で<u>出席する</u>ときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第24条 公聴会において意見を聽こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u></p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>かたよらない</u>ように公述人を選ばなければならない。</p> <p>3 公述人は、オンラインによる<u>方法で</u>公聴会に<u>出席する</u>ことができる。</p> <p>(参考人)</p> <p>第28条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聽こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 参考人は、オンラインによる<u>方法で</u>委員会に<u>出席する</u>ことができる。</p> <p>4 参考人については、前3条の規定を準用する。</p>	<p>出席を求めるようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>2 前項の規定により出席を求められた者が、オンラインによる方法で<u>説明する</u>ときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第24条 公聴会において意見を聽こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>前条の規定によりあらかじめ</u><u>申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u></p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>偏らない</u>ように公述人を選ばなければならない。</p> <p>3 公述人は、オンラインによる<u>方法により</u>公聴会で<u>意見を述べ</u>ができる。</p> <p>(参考人)</p> <p>第28条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聽こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 参考人は、オンラインによる<u>方法により</u>委員会で<u>意見を述べ</u>ができる。</p> <p>4 参考人については、前3条の規定を準用する。</p>
---	---

発議第4号

丹波市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正されたことに伴い、議会の議員が関係する企業等の市に対する請負に関する規定のほか、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 法改正の趣旨に則り、請負の定義の明確化
- (2) その他字句の修正

3 施行日

令和6年12月5日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市議会議員政治倫理条例（平成18年丹波市条例第115号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市議会議員政治倫理条例 平成18年12月28日 条例第115号</p> <p>最終改正 令和6年7月23日条例第30号 (市の工事等に関する遵守事項)</p> <p>第4条 議員の配偶者、議員の血族2親等内の親族 又は議員が役員をしている企業及び議員が実質的に経営に携わる企業（以下「<u>関係企業等</u>」とい う。）は_____ 、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2 の規定を遵守_____し、市が行う工事等の請負契 約、業務委託契約、一般物品納入契約並びに営利 を目的とする事業に供する物品の使用貸借契約及 び賃貸借契約を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせ ないよう努めなければならない。</p> <p>2 前項に規定する「実質的に経営に携わる企業」 とは、次の各号のいずれかに該当する企業をい う。 (1) 議員がその経営方針に関与している企業 (2) 議員が資本金その他これに準ずるもの3 分の1以上を出資している企業 (3) 議員が年額120万円以上の報酬を受理してい る企業</p> <p>3 前2項に該当する議員 _____は、市民に疑惑の念を生じさせないために_____、 責任をもって<u>関係者又は関係企業の請負等</u>の辞退 届を<u>任期開始の日から30日以内に</u>議長に提出しな ければならない。</p> <p>4 議長は前項の規定による辞退届の提出があつた 場合は、速やかに市長に送付しなければならな い。 (<u>関係企業等</u>の届出)</p> <p>第5条 議員は<u>その任期開始の日において、前条第 1項に定める当該関係企業等の役員等に就いてい る場合には、当該関係企業の名称・役員等を記載 した届出書を、任期開始の日_____</u> _____から30日以内に議長に提出しなければなら ない。新たに<u>関係企業等の役員等に就任した場合</u>も 同様とする。</p> <p>2 議員は、<u>その任期中に前項の規定による届出書 に変更があったときは、書面をもって速やかにそ の旨を議長に届出なければならない。</u></p> <p>3 議長は<u>前2項の規定による届出書の提出があつ た場合は、その写しを市長に送付しなければなら ない。</u></p>	<p>○丹波市議会議員政治倫理条例 平成18年12月28日 条例第115号</p> <p>最終改正 令和6年7月23日条例第30号 (市の工事等に関する遵守事項)</p> <p>第4条 議員の配偶者<u>若しくは2親等内の血族が経 営する企業又は</u>議員が実質的に 経営に携わる企業（以下「<u>関係企業</u>」とい う。）は、<u>市民に疑惑の念を生じさせないため</u> に、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の 2の規定の趣旨を尊重し、市に対する請負（同条 に規定する請負をいう。以下同じ。）</u> _____を辞退するよう 努めなければならない。</p> <p>2 前項に規定する「実質的に経営に携わる企業」 とは、次の各号のいずれかに該当する企業をい う。 (1) 議員がその経営方針に関与している企業 (2) 議員が資本金その他これに準ずるもの3 分の1以上を出資している企業 (3) 議員が年額120万円以上の報酬を受理してい る企業</p> <p>3 <u>関係企業又は前項に規定する企業が第1項の規 定により請負を辞退するときは、議員は、任期開 始の日又は当該事実の発生した日から30日以内 に、責任をもって請負</u>_____の 辞退届を_____議長に提出 しなければならない。</p> <p>4 議長は前項の規定による辞退届の提出があつた 場合は、速やかに市長に送付しなければならな い。 (<u>関係企業</u>の届出)</p> <p>第5条 議員は、<u>関係企業において代表取締役、取 締役又はこれらに準ずる役職に就任している若し くは就任したときは、当該事実を証する資料を添 付して、</u>任期開始の日<u>又は当該事実の発生 した日から30日以内に議長に届け出</u>なければなら ない。<u>当該届出の内容に変更があった</u>場合 も同様とする。</p> <p>2 議長は<u>前項</u>の規定による届出_____があつ た場合は、その写しを市長に送付しなければなら ない。</p>

発議第5号

丹波市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

1 提案の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正され、議員の当該地方公共団体に対する請負の制限の明確化及び緩和がなされたことに伴い、丹波市議会議員（以下「議員」という。）の丹波市に対する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務執行の適正を図るため、提案するものである。

2 条例の概要

（1）目的（第1条関係）

議員が丹波市に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを条例の目的とする。

（2）報告（第2条関係）

ア 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に議員でない期間がある者で再び議員となったものは、その日から起算して30日以内）に、前会計年度（議員である期間に限る。）における丹波市に対する請負について、議長に対し、一定の事項を文書により報告する。

イ 議員は、アの報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を、文書により届け出なければならない。

（3）報告等に係る情報の一覧の作成及び公表（第3条関係）

ア 議長は、（2）の報告（訂正を含む。）に係る情報について、一覧を作成し、公表しなければならない。

（4）報告等の保存及び閲覧等（第4条関係）

ア （2）の報告書及び訂正届は、議長において、報告期限の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

イ 何人も、議長に対し、アにより保存されている報告書及び訂正届の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 施行日

令和6年12月5日